

【質問内容・大綱 4 点】

大綱 1 復興関連予算について

- ①震災復興分における事業費について
- ②主な繰越事業とそれぞれの予算執行率
- ③予算執行と再予算化
- ④地方交付税措置の理由と内訳
- ⑤補正予算への繰り入れの理由と、現在の地域整備推進基金の残額
- ⑥県債、国庫支出金の減額補正は当初事業に与える影響について
- ⑦歳入歳出款別一般会計のプラス要素とマイナス要素

大綱 2 ふるさと納税について

- ⑧平均寄附額と寄附者の居住地の傾向
- ⑨ふるさと納税の寄付金額
- ⑩予算計上額の内訳
- ⑪ふるさと納税特産品の贈呈対象者
- ⑫ふるさと納税の広報活動
- ⑬ふるさと納税パンフレット等
- ⑭ふるさと納税特産品贈呈事業の参加手続き

大綱 3 広域防災拠点について

- ⑮広域防災拠点整備費
- ⑯基本設計業務の委託
- ⑰課題に向けた対応方法の公表時期
- ⑱防災拠点の運営主体の機能と役割分担
- ⑲整備費
- ⑳震災復興特別交付税措置
- ㉑財源措置
- ㉒管理費の負担
- ㉓避難時の活動支障
- ㉔宮城県と仙台市の協議における要請や意見
- ㉕広域防災拠点整備と J R 貨物の新貨物ターミナル駅移転
- ㉖広域防災拠点の問題

大綱 4 ほだ木等原木林再生実証事業費について

- ⑳キノコ生産用原木の供給
- ㉑県内栽培キノコ類の放射性物質検査状況と東電への賠償請求の状況
- ㉒無汚染原木確保の支援
- ㉓汚染ほだ木の廃棄処分
- ㉔栽培キノコ生産者数の現状
- ㉕宮城の特用林産物生産量の目標

【前段】

国政では内閣改造による第二次安倍政権が誕生し、安倍首相による安定した政権運営が行われております。現政権以前までは幾度にわたり首相が変わり、閣僚の失言など揚げ足取りとも思われるぐらいに連日報道されていた状況から脱却したことは、内外に山積するさまざまな課題に対し政治が真摯に取り組める環境になったという安心を私たちに実感させてくれます。また、本県にとりましても、震災復興を進めていく上で国との関係が継続的に構築できる現状を今後もしっかりと生かしていかなければなりません。震災より三年半が経過した現在、本県においては、沿岸部と内陸部の震災時からの復旧・復興過程における格差が拡大しております。沿岸部においては特に建設土木工事の全国的な供給不足のあおりを受け、防災集団移転事業や土地区画整理事業の造成工事に時間を要し、災害公営住宅の整備の進捗も当初予定からはずれ込んでおります。復旧・復興の進捗状況において今後もなかなか明るい兆しが見えてこない中で、通り一遍に進めることへの限界も認識しながら、現況を常に検証し、県議会と執行部が一丸となった議論で国への折衝と県民への広い理解を求める両輪の作業を今後も粘り強く日々積み上げていくしかありません。折しも地方議会に関するさまざまな不祥事が続いており、地方議会のあり方が大きく問われております。幸いなことに、本県は先進的に議会改革に取り組んでいる県の一つに挙げられることもあります。しかし、今後も自らの立場を自問自答しながら、県民に対して本議会のあり方、その意義をしっかりと発信していかなければなりません。震災復興計画の再生期のスタートから半年、歴史的使命を担う本議会の発信力が宮城県議会の存在意義であり、地方議会のあり方の問いに対する私たちからの答えでありたいと考えます。みずからも県民の声を背負う責務を持つ一人として、その発信力の一助となることを旨とし、以降、大綱 4 点についてお伺いして参ります。

【大綱 1 復興関連予算について】

質問 1. 震災復興分における事業費について

当初予算、6月補正、9月補正と、定例会ごとに補正予算が編成されております。予算一般会計の9月補正後の予算額は1兆4699億1900余万円であります。当初予算執行から半年が経過しておりますが、震災復興分における災害復旧事業費及び通常分の普通建設事業費について、予算執行状況の現状認識とその執行率もお聞かせください。

答弁 1. (村井嘉浩知事)

災害復旧事業費及び通常分の普通建設事業費に係る当初予算の事業執行に当たりましては、地元住民との合意形成や用地取得などに時間を要していることなどから、若干のおくれが見受けられる事業もございます。県としては、引き続き発注ロットの大型化や発注体制の強化を図りながら、計画的な事業の推進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

執行率、つまり契約率でございますが、これについては、今年8月末現在で災害復旧事業費が約24%、普通建設事業費が約32%となっております。

質問 2. 主な繰越事業とそれぞれの予算執行率

平成25年度の繰り越しは3875億円であります。繰り越しの主な要因としては、震災復興における災害復旧事業、そしてグループ補助金事業が挙げられると思っておりますが、土木部、農林水産部、経済商工観光部の主な繰越事業とそれぞれの予算執行率もお聞かせください。

答弁 2. (村井嘉浩知事)

土木部関係の翌年度繰越額は1817億円となっており、その主な事業は、河川海岸等の災害復旧事業や復興交付金及び社会資本整備総合交付金復興枠などの復興事業であり、部全体の予算執行率は42.8%となっております。農林水産部関係の翌年度繰越額は917億円となっており、その主な事業は、漁港施設災害復旧事業や復興関連分を含めた農地整備事業であり、部全体の予算執行率は70.7%となっております。経済商工観光部関連の翌年度繰越額は738億円となっており、その主な事業はグループ補助金でございます。部全体の予算執行率は22.8%となっております。

質問 3. 予算執行と再予算化

先ほどの両方のお話から、予算執行率からすれば50%を切るところも多々見られます。

繰越事業の方においても、今年度もまた、事故繰越額の可能性も出てくると思います。今年度の後半戦に向けた部分において、どのような形で今後速やかに予算執行をなされていくのか。また、昨年度は、事故繰り越しも含めた部分において、再予算化、国として認められていたと思いますが、来年度の見通しも含めて2点お聞かせください。

答弁3. (岡部敦総務部長)

各部局の方で災害復旧・復興事業、進捗を図るということで鋭意取り組んでいただいております。できるだけ繰り越しを少なくするという一方で、若干ではございますが、25年度から26年度の繰り越しも少なくはなっておりますので、引き続き執行に努めていただくということになります。再配分の形も国の方にお認めいただきましたので、しっかりと年間の動向を執行見込みということを精査いたしまして、国の方にも再予算化といったような、必要な場合にはお話をしして手続をしっかりとっていただくように、関係部局と連携して取り組んでいきたいと思っております。

質問4. この時期に地方交付税が交付された理由と内訳

9月補正予算の中で、今回の補正規模の追加としては、地方交付税14億2600余万円。なぜこの時期に追加の地方交付税措置が行われたのか、その理由と内訳もお聞かせください。

答弁4. (岡部敦総務部長)

9月予算の編成に伴いまして、一般会計で一般財源所要額が14億2600万ほどということになりました。これにつきまして今回は地方交付税で措置をさせていただいたというものでございます。地方交付税の内訳といたしましては、普通交付税と震災復興特別交付税になります。震災復興特別交付税につきましては今回歳出予算の方で計上しておりますけれども、港湾施設など災害復旧事業費の地方負担分につきましては震災特交をいただけるということなので、その額として3億1600万ほどまず充当させていただきまして、残りの一般財源所要額につきましては普通交付税を充当させていただいているわけでございます。これにつきましては、普通交付税、7月の本算定の結果を踏まえまして、そこから所要額を計上させていただいているというものでございます。

質問5. 補正予算への繰り入れの理由と、現在の地域整備推進基金の残額

繰入金27億4600余万円、その主なものとしては元気臨時交付金15億5977万5000円を積み増した地域整備基金からの繰入金21億1475万4000円が挙げられます。今回の補正予算への繰り入れの理由と、現在の地域整備推進基金の残額をお聞かせください。

答弁 5. (岡部敦総務部長)

今回の補正予算におきましては、地域整備推進基金から 21 億円ほどを繰り入れて歳出予算の財源にさせていただいております。このうち、ご指摘のように、15 億 6000 万円ほどはこの基金に積み立てました。これは元金交付金分でございます。この元金交付金分につきましては今年度中に基金から取り崩しをいたしまして、歳出の公共事業等に充当する必要がありますので、今回補正予算で、当初において既に充当しております残りの分の 15 億 6000 万円を道路事業の方に充当して活用させていただいたというものでございます。このほかの野蒜駅舎へのエレベーター助成、復興事業分で 2000 万ほど、それからの復興・復旧に伴いまして損傷道路が大変多くなっておりますので、その補修経費として 5 億 3000 万円ほど復旧事業分ということでそれに充てさせていただくということで、地域整備推進基金から充当をさせていただいております。この結果、地域整備推進基金の今年度末残高見込みは 827 億円となりますけれども、そのうち、国庫とか特別交付税の過交付によります精算返還に要します分が 590 億円ほどございます。これらを除いた分が復旧・復興に活用できる分ということで、230 億円ほどになります。

質問 6. 県債、国庫支出金の減額補正は当初事業に与える影響について

一般会計においては、県債 16 億 2400 万円の減額補正、そして国庫支出金のうち国庫補助金 9 億 4146 万 1000 円の減額補正、出入りはありますが、その中でも特に大きいのが土木費の社会資本整備総合交付金の 13 億 2604 万 3000 円の減額補正であります。県債に頼らない財政運営は大事なことでありますが、県債、国庫支出金の減額補正は当初事業に与える影響はないのかをお伺いさせていただきます。

答弁 6. (遠藤信哉土木部長)

今回、道路事業、街路事業、それから河川事業を初めといたします社会資本整備総合交付金につきまして、国の内示に伴います事業費の確定に伴いまして、今回、県債 12 億 3260 万円、それから国庫支出金 13 億 2604 万 3000 円を減額したわけですが、そのうち公共土木施設の長寿命化、それから県民の安全安心に直結いたします優先度の高い事業につきましては、そこに予算を重点的に配分いたします。また県の単独事業を活用いたしまして、この目減り分につきまして極力影響のないように配慮に努めているところでございます。

質問 7. 歳入歳出款別一般会計のプラス要素とマイナス要素

9 月補正予算の知事予算説明においても、今年度は復興需要や好調な企業業績にも支えられ、当初予算で見込んでいた所要の財源はおおむね確保できる見通しの説明がございました。消費税引き上げ後の消費の落ち込みや建設現場における資材や労務費の高騰に注意を

払う必要があるという考えもまた一方で示されました。平成 26 年度における歳入款別一般会計における項目のプラス要素とマイナス要素を含めた現時点での知事の認識をお聞かせください。

答弁 7. (岡部敦総務部長)

まずプラス要素でございますけれども、委員ご指摘のように、県税の関係につきましては、当初予算でも昨年度を上回って 2570 億円ほど計上させていただいております。年間といたしましても、復興事業等々によって順調に確保の見込みが立つという状況ではないかなと考えてございます。個人県民税や法人事業税などが増えていくのではないかなと思っております。また、先ほど申し上げましたように、地方交付税につきましては、7 月算定で当初予算の計上を上回る額で決定をいただいているというところがプラス要素と思っております。

マイナス要素といたしましては、これは公共事業等歳出予算と連動いたします国庫支出金分県債の関係、これにつきましては国の方の内示とか事業の進捗によりましては、歳出見合いで減額になっていくことが考えられると思っております。個々にいろいろの増減はあるかとは思いますが、おおむね年間の事業費の所要経費に対します財源は確保できるのではないかと考えております。ただしその一方で、既に当初予算で財調 100 億円を取り崩し、それから退職手当債とか行革債、これも 100 億近く発行するというような状況でございますので、そういったものにつきましても、できる限り後年度に支障のないように考えていきたいと思っております。

【大綱 2 ふるさと納税について】

質問 8. 平均寄附額と寄附者の居住地の傾向

本県のホームページでも使ってふるさと納税を広く呼びかけているところであると思いますが、制度創設以来丸 6 年間の、個人一件当たりの平均寄附額と寄附者の居住地の傾向、月別件数の特に多い期間をお聞かせください。

答弁 8. (岡部敦総務部長)

ふるさと納税も徐々に浸透してきておりまして、25 年度は宮城県の納税、全国で額的には 6 位となっております。25 年度までの寄附額及び件数につきましては、件数の合計で 3501 件、2 億 6080 万余となっております。平均的には 7 万 5000 円弱となっております。どちらの方からご寄附をいただいているかということでございますと、東京、神奈川、埼玉、千葉という首都圏では 53% を占めておりまして、大阪が 9%、合わせて 62% となっております。大都市圏からの方々の寄附が多いということで、県内は全体の約 3% という

状況でございます。月別の件数といたしましては、震災直後は1年間、年間を通してということでしたが、震災直後を除きますと、12月、年末が非常に多いという状況になってございます。

質問9. ふるさと納税の寄付金額

この事業においては、平成26年4月1日以降、1回につき3万円以上の寄附をいただいた県外在住の個人の方を対象といたしましたが、本県においては、ふるさと納税が年々減少してきた中で、3万円というハードルは少々高いような気もしますが、なぜ3万円以上の寄附者を対象にしたのか、その理由をお聞かせください。

答弁9. (岡部敦総務部長)

他県におきましては、1万円の寄附に対して3000円、5000円といった特産品を贈呈するというところもあるということで、かなり細分化されて少額でやられているところもあるとは承知してございますが、余り少ない額に対してそういったものを送るということになりますと、三割五割を還元するというようになっておりまして、本来ご寄附をいただくという趣旨からは少し外れたものになってくる気もいたしてございます。宮城県はどちらかといいますと、他県に比べて平均的な額は高いというようなこともございまして、今回こういった設定をさせていただいております。その背景といたしまして、総務省から、特産品等の送付は良識を持って適切に対応することというような文書通知が25年の9月、26年1月にも通知されているというようなこととございますので、少額の寄附からの対象とした場合には、件数の多さに対して寄附金の増額がさほど見込めないということ、コスト面等々もありまして、今回3万円以上でとにかくスタートさせていただいた次第でございます。

質問10. 予算計上額の内訳

この事業の予算計上額100万円の内訳について、具体的な支出はどのようなになっているのか、送付に係る事務負担や発送費なども含まれているのか、お聞かせください。

答弁10. (岡部敦総務部長)

予算計上額の100万円の使途でございますけども、これは全額5000円又は1万円のギフトカタログの購入費という形になっております。カタログの5000円、1万円の中には、特産品の発送経費なども含まれているというものでございます。

質問 1 1. ふるさと納税特産品の贈呈対象者

今年度のふるさと納税特産品の贈呈対象者は、8月の現時点で35件。今年度のこの事業における対象者は170件を想定しているようでございますが、それを超えた場合の対応はどのように考えているのか、確認させてください。

答弁 1 1. (岡部敦総務部長)

今回の計上額は、これまでの実績や最近の傾向などを踏まえまして計上をさせていただいているところでございますけれども、事業開始後、寄附の状況なども十分見ながら、足らざるときはきちんと補正をして、お送りできるようにしていきたいと思っております。

質問 1 2. ふるさと納税の広報活動

本県の市町村の状況を見ると、積極的にふるさと納税による寄附集めをしている自治体と工夫や発信をしていない自治体の差は歴然であり、県内においては16市町村がふるさと納税の特産品贈呈事業を行っております。これから県外在住の皆様へふるさと納税を幅広く呼びかけるためにも、現在本県のホームページ上で行っているふるさと納税情報をより進化させた形でリニューアルし、県内16市町村の贈呈事業を行っている自治体への誘導も含め、重層的に広報活動を展開すべきであると考えますが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

答弁 1 2. (岡部敦総務部長)

県内市町村へのふるさと納税に係ります周知につきましては、現在のところ、県のホームページにおきまして、特産品贈呈事業を行っている16市町村を含めまして、県内全市町村のふるさと納税のホームページを紹介させていただいているというような状況ではございます。ただ、それで十分かというところ、まだまだというところもあるかと思っておりますので、今後これらの県内市町村と税務担当の会議などもかなりの頻度で開いておりますので、いろいろ議論しながら連携を深めて、効果的な情報発信が図られるようにいろいろ検討してまいりたいと考えております。

質問 1 3. ふるさと納税パンフレット等

県出身者等で組織する地域にある県人会や同窓会を通じて、県出身者や県にゆかりのある方に向けて、本県のふるさと納税パンフレット等を作成し、ふるさと納税を呼びかける地道な活動も今後考えられますが、その辺のパンフレット作成等はどのようにお考えか、お聞かせください。

答弁 1 3. (岡部敦総務部長)

県外の方に事業を周知いただいくということは大変重要であるとは認識しております。特産品贈呈事業の開始に合わせまして、チラシなども作成をさせていただきました、東京事務所、大阪事務所等々を通じて、各県人会など多くのチャンネルを通じて周知を図っていくというようなことも考えております。また、絆大使という方々もいらっしゃいますので、そういった方々も多く利用して、ぜひPRの一助になっていただくというようなこともぜひ試みたいと思っているところがございます。また、アンテナショップ宮城ふるさとプラザにもたくさんの方がいらっしゃいますので、そういったところでも事業の周知を図るというようなことも考えていきたいと思っております。

質問 1 4. ふるさと納税特産品贈呈事業の参加手続き

今後新たにふるさと納税特産品贈呈事業に参加をしたいという事業者や生産者は、どのような手続で申し込んでいけばよろしいのか、その辺のところをお聞かせください。

答弁 1 4. (村井嘉浩知事)

贈呈品につきましては、宮城県物産振興協会が取り扱いますギフトカタログ「味や技の旨いもの」に掲載された商品を想定しております、これと同じ商品を県のホームページで選ぶことができる仕組みを予定しております。ギフトカタログの商品の選定に当たっては、会員企業から商品を募集し、希望のあったものを掲載したものであります。商品掲載の希望をお持ちの企業には、ぜひ協会の趣旨に賛同いただきまして、積極的に県産品のPRに活用していただきたいというように考えております。まずは物産協会に入会をしていただき、その上でこういう商品をというように言っていただきましたならば、そういったようなものをだんだん冊子に増やしていくような形にしていきたいと思っております。

【大綱 3 広域防災拠点について】

質問 1 5. 広域防災拠点整備費

本県の震災復興計画と連動した大型事業で、村井知事が掲げる創造的復興の重点施策である広域防災拠点整備費についてお伺いしてまいります。

当初予算として、宮城野原地区における広域防災拠点整備のための調査設計費として 4 億円が計上され、このたびの補正予算で 4694 万円が追加計上されております。このたびの補正予算として計上された理由と、当初予算を含めた調査設計費の内訳を宮城野原地区分、岩切地区分に分けてご説明をください。

答弁 15. (遠藤信哉土木部長)

今回の補正予算で追加計上されました理由でございますが、国から内示におきまして、県の当初予算と比較いたしまして増額配分されたということに伴いまして、今回、増額補正をさせていただくというところでございます。その用途につきましては、J R 貨物が県の負担金によりまして執行いたします環境影響評価、それから貨物ターミナル駅の用地造成実施設計に使用するというところで考えております。合わせまして増額で 4 億 4694 万円となります。その内訳でございますが、まず宮城野原地区におきましては、2 億 1800 万円で公園の基本設計、用地測量、補償物件調査を実施する予定でございます。また、岩切地区におきましては、2 億 2894 万円で環境影響評価、地質調査、地形測量、用地造成実施設計、鉄道施設設計、それから周辺の交通計画についてもその立案をするということで、それらを実施する予定でございます。

質問 16. 基本設計業務の委託

県は、6 月 30 日、宮城県広域防災拠点宮城野原地区の基本設計業務の委託先を選定する公募型プロポーザルを公告し、その後、7 月 23 日、四者による企画提案書のプレゼンを行い、8 月中旬にオオバ・パシフィックコンサルタンツ設計共同体との契約締結を行っておりますが、基本構想計画を踏まえ課題とされた事項等についての対応方法の企画提案の中で特にすぐれた点はどのようなものがあつたのか、可能な範囲でお聞かせください。また、委託上限金額もお聞かせください。

答弁 16. (遠藤信哉土木部長)

基本設計業務の実施につきましては、公園の計画のみならず、防災それから減災、災害医療、平常時の活用等につきまして、さまざまなアイデアとノウハウを必要としましたことから、企画提案を公募することによりまして委託者を選定することとしたものでございます。主な選定審査項目につきましては、業務の実施体制、基本構想・計画における課題や検討項目の抽出と具体的な検討方法、そして、広域防災拠点として公園を設計する上での考慮、工夫等につきまして選定項目としております。決定いたしました委託者の企画につきましては、基本構想・計画における課題を的確にとらえ、その検討方法が具体的であるということに加えまして、地域防災拠点に関する市町村、それから医療機関等からのヒアリングについての充実した内容の提案、それから平常時の利活用についてのさまざまな提案についてすぐれていたという点を評価させていただいたというところでございます。委託上限額につきましては、消費税を含めまして 2709 万 7200 円としておりまして、これは企画提案の公募の実施のときに県の方で公表させていただいております。

質問 17. 課題に向けた対応方法の公表時期

この契約締結に伴って、いわゆる心配されている、課題に向けた対応方法、これを今回委託した設計共同体にやっていただくとともにと思いますが、対処法を含めた公表の時期はいつごろになるのか、お聞かせください。

答弁 17. (遠藤信哉土木部長)

基本設計については今年度の委託ということで委託しておりますので、成果の出具合にもよりますが、県庁の中で今進めております地域防災拠点との連携の話も加えまして、それらが整理された段階で公表させていただくようになると考えております。

質問 18. 防災拠点の運営主体の機能と役割分担

広域防災拠点の位置づけの中で、宮城野原広域防災拠点の運営は宮城県が主体となって行っていくことは、共通認識でありますけれども、現在、選定作業を進めている複数市町村にわたる各圏域をカバーする圏域防災拠点の運営主体を初め、機能と役割分担、各市町が整備する地域防災拠点の運営主体など、機能と役割分担を県民にわかりやすくご説明ください。

答弁 18. (岡部敦総務部長)

それぞれの市町村内をカバーいたします地域防災拠点でございますけれども、この地域防災拠点につきましては、市町村の災害対策本部が主体となりまして、設置運営をすることでございます。学校や体育施設などが物資の集積・搬出拠点になりまして、また野外の運動場や公園が警察や消防、自衛隊など人的な支援部隊の集結・活動の拠点になるものと考えてございます。各圏域をカバーいたします圏域防災拠点につきましては、県の災害対策本部の指示のもとで、宮城野原の広域防災拠点等と相互に連携しながら、被災しました市町村の迅速かつ円滑な防災活動を支援するための後方支援基地といたしまして、県が主体となって、周辺市町村などの協力をいただきながら、運営したいと考えてございます。現在、既存の学校体育施設、野外の運動場・公園などの中から、県がそれぞれの圏域について素案ということで選定をさせていただいて、市町村と合意のもとに確定をさせていきたいと考えているところでございます。役割分担といたしましては、全国から、物的、人的な支援があった場合に、被災市町村で受け入れが可能な場合には、その市町村の地域防災拠点で対応するということとなりますけれども、地域防災拠点なりの施設が被災する、あるいは手狭であるとか、被災市町村だけの対応が困難というようなさまざまな状況の場合には、当該圏域をカバーする圏域防災拠点で対応することによりまして、被災市町村の防災活動の支援を行って、迅速な活動を行っていただくということでございます。圏域防災拠点の選定や運営方法などにつきましては、今後、市町村や防災機関などと十分

協議をしながら、理解を得ながら調整をしていきたいと思っております。

質問 19. 整備費

市町村のいわゆる避難所と言われるようなところが地域の防災拠点の位置づけで、今回新たに圏域の防災拠点という考え方と今、ちょうど選定作業を進めていっているような答弁もございましたけれども、そうするとその整備の主体が宮城県となって行っていく形になるのかなと思いますけれども、耐震化の施設整備であったり資機材整備であったり、そういった整備費も新たにかかってくるという認識でよろしいのか、お聞かせください。

答弁 19. (岡部敦総務部長)

整備といいますか、大がかりに土地を買って建物を建ててということではなくて、既存の各市町、圏域で中心となるような面積を持った公園や運動施設など、そういったものをいろいろな施設の候補の中から選定をさせていただきまして、そこを圏域防災拠点の活動拠点というような位置づけをさせていただくということで、実際にそれを運用する場合には、県が運営主体となって、各市町村の御協力をいただきながらやっていくということでございます。ただし、圏域の防災拠点につきましては、物資の集積、集配の拠点というようなことにもなりますので、圏域をカバーする、当然ながらその既存の施設だけでは足りないこともありますし、大型のテントとか、たくさん来る荷物を円滑に整理するというところで、市町村のヒアリングの中でも、フォークリフトなどそういったものがあつた方がいいというようないろんな意見などもいただいておりますので、当然ながら必要な情報通信機器とかそういったものも含めて、今後どういった設備といいますか機材をそちらに配備すればいいかということも、市町村の方といろいろ協議をさせていただいて、その上で、整備のあり方について検討していきたいと思っております。

質問 20. 震災復興特別交付税措置

我が会派の中山耕一議員の代表質問においても、広域防災拠点整備費の整備事業費は最大で 300 億円であり、その事業全体が国の社会資本整備総合交付金の対象となる見込みで、県の実質的負担額は、最大で 140 億円程度となる見込みの知事答弁がございました。今後、事業費を精査し、可能な限りコスト縮減を図ることは大事なことでありますが、施設整備費や用地補償費の交付金の復興枠に係る震災復興特別交付税措置など更なる拡充を国に働きかけ、県の実質的な負担額を減らすことはできないのか、国への要望状況を含め、実現の可能性について確認させていただきます。

答弁 20. (遠藤信哉土木部長)

社会資本整備総合交付金の都市公園事業における復興枠の考え方でございますが、東日本大震災の浸水区域ではないということが一つございます。それから、今後の津波の被害によって浸水被害が想定される市街地に近接しまして、被災時には主として浸水区域の救援、復旧活動の拠点となることを目的として整備される都市公園とされております。そういった関係もありまして、県では、宮城野原の広域防災拠点につきまして、昨年度より国に対して復興枠の要望を行ってまいりました。その結果、津波浸水区域で直接、捜索それから救命活動を行う活動拠点として整備する、防災拠点の中の多目的広場の部分が復興枠の対象として認められたということでございます。一部ということでございます。今後は、集中復興期間の延長を引き続き国に対して要望してまいります。それから、その中で、復興枠の拡充についても可能かどうかについてはいろいろ検討しながら、国とも調整を図ってまいりたいと考えております。

質問 21. 財源措置

大規模事業評価の維持管理費は、建設後の施設利用を 50 年間と想定した場合、運営管理費で 9 億 4000 万円、1 年間では約 1880 万円、修繕補修管理費は 4 億 2000 万円とされており、この財源内訳は公園管理費としての県単独予算が示されております。

そこで、お伺いいたしますけれども、国からの財源措置は一切ないのか、確認をさせていただきます。

答弁 21. (遠藤信哉土木部長)

基本的に県で管理いたします都市公園ですが、宮城野原の広域防災公園というか都市公園も該当するのですが、通常管理運営費、それから維持修繕費につきましては、やはり国からの財政支援は措置されていないというのが現状でございます。ただ一部、公園の施設の長寿命化計画に基づいて施設を改築する際や、あと耐震、地震に対して強化するための耐震改修、それからバリアフリー化などを行う際には国の補助が認められておまして、維持管理を進めていく中で、そういった部分で必要な場合には国に対して要求をしながら、そこについて国から補助をいただくということは可能性があると考えてございます。

質問 22. 管理費の負担

宮城野原地区は、有事の際は、仙台市地域防災計画において広域避難場所に位置づけられ、平時の際はスポーツ施設を有する都市公園としての憩いの場としての機能があると思われまます。仙台市においても応分の維持管理費、修繕管理費の負担を求めていくことも考えるべきであると思っておりますが、いかがお考えでしょうか、お聞かせください。

答弁 2 2. (遠藤信哉土木部長)

今ご指摘のありました宮城野原公園ですが、今の総合運動公園の方につきましては、仙台市で広域避難場所として指定をされております。今回広域防災拠点として整備をいたします区域につきましては、いろいろな救命救急活動とか、そういう物資の拠点として活用していくということを考えておりますので、この今回整備する区域については、広域避難場所としての想定を我々は今のところしていないということがございます。なお、広域防災拠点につきましては、今後、県内のあらゆるところで発生する災害、それから規模につきましても、あらゆる規模の災害に対して対応していくという関係から、整備費、管理費とも、やはり県が負担していくべきものではないかと考えているところでございます。

質問 2 3. 避難時の活動支障

宮城野原地区の広域防災拠点に隣接する宮城野原公園総合運動場は、仙台市防災計画において先ほど申し上げましたとおり、広域避難場所に位置づけられ、避難人口としては 3 万 7000 人を想定いたしております。災害時に多数の市民が避難してくると想定されますが、この拠点の本来の機能である救助、救急、消防、災害医療、緊急輸送、物資調達供給等の具体的な活動に支障が生じないのか、仙台市との役割分担や連携についてお聞かせください。

答弁 2 3. (村井嘉浩知事)

宮城野原広域防災拠点の整備等運用の検討に当たりましては、災害時に隣接する宮城野原公園総合運動場と広域防災拠点の区分けや、公園内の市民の滞留対策などが課題となっていることはご指摘のとおりでございます。現在進めております基本設計などの調整の中で、指定広域避難場所としての機能を損なわないよう留意するとともに、広域防災拠点としての活動に支障が出ないように、仙台市などと十分に調整をしていかなければならないと思っております。

質問 2 4. 宮城県と仙台市の協議における要請や意見

この宮城野原地区の広域防災拠点整備に当たりましては、宮城県と仙台市の連携は不可欠であります。これまでの協議の中で、担当者レベルで仙台市からの具体的な要請や意見としてはこれまでどのようなものがあつたのか。また、仙台市の奥山市長とのトップ会談等行われてきたのか、お聞かせください。

答弁 2 4. (村井嘉浩知事)

県は私と三浦副知事、そして仙台市の副市長さん、それから仙台医療センターの院長さ

ん、そして、J R 貨物の東北支社長さんの関係四者で会議を開催いたしました。広域防災拠点整備等、宮城野原地区の利活用に関して、それぞれが抱える諸課題を連携して解決をいたしまして、その実現に向けて協力をするという話を話し合いました。仙台市さんには、仙台貨物ターミナル駅の移転先候補地であります岩切地区における環境アセスメントや、農業調整関連、仙台市管理の公共施設に関する調整、これが大きくかかわってまいりますので、仙台市さんとの関係なしにこの事業を進めることはできないということでございます。広域防災拠点の整備推進に当たりまして、今後とも仙台市と密接に連携を図りたいと思います。私と市長とのトップ会談というのは特にやっております。しかし、担当間で細かくやっておりますすぐに話して出た結果は担当の者に伝えて動いているということでありますので、あえてトップ会談をしなくてもうまく進んでいるものと思っております。

質問 25. 広域防災拠点整備と J R 貨物の新貨物ターミナル駅移転

新たに広域防災拠点整備を予定している宮城野原地区の住民皆様へ、そして、J R 貨物の新貨物ターミナル駅移転先の候補地として挙げられる岩切地区周辺の住民皆様へ丁寧な説明と意見聴取も必要であると考えますが、これまでの取り組みと今後どのような協議をしていくのか、お聞かせください。

答弁 25. (遠藤信哉土木部長)

住民への説明という御質問でございますが、まず貨物ターミナル駅の移転先候補地になります岩切地区でございますが、今年の 5 月に、関係町内会長、それから、農地でございますので、農業実行組合長などを対象といたしまして、事業説明会を J R 貨物と県と共催で実施させていただいております。そのときに、現地の測量等につきまして、それから現地で行われますさまざまな調査につきまして説明をさせていただきまして、御理解をいただいたということが一つございます。現在実施しております環境影響評価調査、環境アセスメント、完了いたしまして、その方法書を提出する際にも、J R 貨物の方では説明会を実施する予定としておりますので、今後も貨物ターミナル駅の移転計画の進捗状況などを踏まえまして、事業説明会等を開催させていただくということになると思います。これが岩切地区でございます。一方、宮城野原地区につきましては、現在、広域防災拠点として整備いたします公園の具体的な施設配置計画等を進めております。それがある程度立案できた段階で、周辺の地域の住民の皆様いろいろなこの内容について説明をさせていただければと思っております。時期は未定でございますが、そういった形で住民の方々への丁寧な説明と意見聴取を進めながら、この事業を進めさせていただければと考えております。

質問 26. 広域防災拠点の問題

災害時に多様な機能と役割を持つ宮城県の広域防災拠点は、多くの人や物資が集中するゆえの問題点もあります。広域防災拠点整備ではなく、周辺の道路整備やその周辺の道路の建物の耐震化、排水機施設整備など、社会インフラ整備もしっかりと行っていかなければなりません。このような対策は仙台市が主体的に進めていく事業であるかと思われまます。今後、このような全体的な部分も含めた協議を含めて、どのように仙台市と協議していくのか、お聞かせください。

答弁 26. (遠藤信哉土木部長)

仙台市の方とは、広域防災拠点整備事業を進めるに当たって、さまざまなレベルでの調整をとらせていただいております。特に事務方の皆さんとは密度濃く調整をさせていただいております。本来は広域防災拠点を中心に調整をとらせていただいているわけですが、今ご指摘のように、周辺の道路整備、建物の耐震化や事業に付随して必要となる排水施設、そういう整備等につきましては、非常に社会インフラとして重要だと考えております。この点につきましても仙台市さんとしっかりと調整をとりながら、情報共有を図りながら、ともに事業を進めるという立場で進めてまいりたいと考えております。

【大綱 4 ほだ木等原木林再生実証事業費について】

質問 27. キノコ生産用原木の供給

放射性物質の影響により県内からキノコ生産用原木等の供給ができない現状にある中、ほだ木等原木林としての早期再生に向けた実証的な取り組みを実施する事業が新規事業として、国から10分の10の財源で2500万円の補正予算が計上されております。この事業内容と期間、そして県内産の原木がキノコ生産用として供給可能になるまでの期間についてお聞かせください。

答弁 27. (吉田祐幸農林水産部長)

ほだ木の事業についての事業内容などについてでございますけれども、この実証事業につきましては、汚染された原木林を伐採、搬出いたしまして、ぼう芽更新により、再生されましたぼう芽枝ーぼう芽枝というのは切り株から出る新芽ですが、このぼう芽枝の放射性物質濃度を測定いたしまして、将来的に原木として活用できるかどうかを調査するものでございます。今年度は1カ所2ヘクタール程度で、10カ所程度実施する計画になってございます。事業期間でございますけれども、今年度から29年度までの4年間を予定しているところでございます。今回の事業の結果、ぼう芽更新により効果が認められれば、伐採後20年ほどで原木として利用が可能と見込まれているところでございます。

質問 28. 県内栽培キノコ類の放射性物質検査状況と東電への賠償請求の状況

県内の中山間地域の農家にとっては貴重な収入源である栽培キノコ類は、福島第一原子力発電所の事故に伴う出荷制限や放射性物質の影響による風評被害の影響により、いまだ原木シイタケを初め県内林産物の出荷制限及び自粛が続いているのが現状です。現在の県内栽培キノコ類の放射性物質検査状況と、この間の東電への賠償請求の状況についてお聞かせください。

答弁 28. (吉田祐幸農林水産部長)

今年度は、放射性物質検査の状況でございますが、栽培キノコにつきましては82検体検査いたしまして、測定の結果、すべて基準値以下となっておりますところでございます。また、平成25年度の実績でございますけれども、施設栽培97体、露地栽培58検体、合わせて155検体ございましたけれども、検査の結果、すべて基準値以下だったというところでございました。

栽培キノコの賠償請求についてでございますけれども、これまでも個人で小規模な栽培をしている生産者も含めまして、原木シイタケで生産者480名がJAの協議会を通じて、賠償請求を行っているところでございます。また、JA協議会によるこの栽培キノコにつきましては、8月29日の請求段階でございますけれども、累積で8億7878万円の請求をしております。この請求額に対しまして、支払い額は7億8342万円となっております、支払い率は89.1%となっております。今後とも、JAの協議会や関係機関と連携をいたしまして、賠償請求の早期支払いに向けて、支援を継続してまいりたいと考えているところでございます。

質問 29. 無汚染原木確保の支援

栽培キノコ類の生産再開に向けた農家へのこれまでの県の生産者への支援と、先ほどお話がございました、今回の実証実験後、20年ほど木が生産されるまでかかるという状況が説明でもございましたが、無汚染原木確保に向けた支援状況もお聞かせください。

答弁 29. (吉田祐幸農林水産部長)

今年1月に、キノコ栽培における放射能対策作業マニュアルを策定いたしまして、生産再開を目指す生産者を対象に説明会を開催するなど、栽培管理の具体的な方法などについて周知徹底を図っていったところでございます。このような取り組みの結果でございますが、登米市内の生産者2名の原木シイタケにつきまして、今年の8月26日付で出荷制限が解除されたところでございます。今後でございますが、栽培管理に必要な資材、機材、資機材の整備を支援することによりまして、生産再開に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えているところでございます。また、県外からの汚染されていない原木、無汚染原木

を購入する生産者に対してでございますけれども、原木供給者のあっせんと移送経路の支援を行っているところでございます。

質問 30. 汚染ほだ木の廃棄処分

原木シイタケの生産農家にとっては、汚染ほだ木の廃棄処分が一つの課題となっております。今後の廃棄処分方法とその時期もお聞かせください。

答弁 30. (吉田祐幸農林水産部長)

汚染ほだ木の撤去集積事業の実績でございますけれども、平成 25 年度におきまして 125 万本、そして平成 26 年度におきまして 25 万本という状況でございます。これら汚染ほだ木の撤去の後の廃棄処分でございますけれども、通常の一般廃棄物と同様に市町村等において処理することとされておりまして、処理が進むよう、引き続き市町村等を支援してまいりたいと考えているところでございます。

質問 31. 栽培キノコ生産者数の現状

本県の栽培キノコ類は、技術の進歩と生産者の増加等により、震災前までは産出額は年々増加し、平成 22 年は 40 億を超える状況でありましたが、福島第一原子力発電所事故の影響により、平成 23 年度の産出額は 25 億円まで落ち込み、平成 24 年は 29 億円までやや回復したものの、震災前の水準に至っておりません。生産者の高齢化も進み、世代交代もこの現状の中では難しい状況だと考えます。本県においても、栽培キノコ類等の特用林産物の生産再開に向けた支援を行っているところでありますが、震災前と震災後の栽培キノコ生産者数の現状認識をお聞かせください。

答弁 31. (吉田祐幸農林水産部長)

毎年度実施しております特用林産物生産統計調査によりますと、本県における栽培キノコの生産者は、震災前の平成 22 年でございますが、個人で 420 人、法人で 41 団体であったのに対しまして、震災後の平成 25 年には個人で 297 人、法人で 29 団体と、約 3 割減少しているところでございます。その中で、原木シイタケ生産者が平成 22 年の 168 人から平成 25 年には 51 人まで大幅に減少しておりまして、露地栽培の原木シイタケの出荷制限による影響が大きかったと考えているところでございます。市町村を通じて行った意向調査によれば、生産再開を希望している生産者も相当数おりますことから、そのような意欲のある生産者を中心に、生産再開に向けて支援を行ってまいりたいと考えてございます。

質問 3 2. 宮城の特用林産物生産量の目標

宮城の将来ビジョン・行動計画において、宮城の特用林産物生産量の目標として、平成 29 年までに 6626 トンの生産目標値を挙げております。これまでも進めてきた施設栽培型キノコ類の強化はもちろんのこと、中山間地域の農家にとっては貴重な収入源であった露地栽培のキノコ類の再生振興も重要な課題であると考えます。平成 29 年度までの目標値と、震災前の算出額 46 億円を超える目標に向けた更なる支援強化が必要であると考えますが、知事のお考えを聞かせてください。

答弁 3 2. (村井嘉浩知事)

震災による施設の被災等で生産量が震災前の 6 割まで減少しております。その中でも特に露地栽培による原木シイタケにつきましては、放射性物質の影響によりまして、生産が回復しておりません。出荷制限の解除が喫緊の課題であります。そこで、県は、キノコ栽培における放射能対策作業マニュアルを策定いたしました。そのマニュアルに基づいていろいろ指導しておりまして、成功例が出てきました。今年 8 月には、登米市内の生産者 2 名がこのマニュアルに基づいて生産をした結果、出荷制限が解除されたということがございます。この成功例を契機として、ぜひ作業マニュアルに沿った栽培管理を徹底していただけるようにしっかりと応援をしてまいりたいと思います。